

平成 28 年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価について

1. 特許・実用新案

① 審査期間

【目標】

平成 28 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 11 か月を切る。

平成 28 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 16 か月を切る。
(出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。)

【実績】

- ・ 一次審査通知までの平均期間については 9.4 か月となった。
- ・ 権利化までの平均期間については 14.6 か月となった。

② 審査の質

【目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言（平成 28 年度早期に報告書取りまとめ予定。）を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

【実績】

- ・ 特許庁は、「審査品質管理小委員会報告書（平成 27 年度）」（平成 28 年 4 月とりまとめ）を踏まえ、審査官協議の充実等を掲げた「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」（平成 28 年 4 月 28 日）を定め、その取組を実施して審査の品質管理システムを一層強化した。

2. 意匠

① 審査期間

【目標】

平成 28 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 6.3 か月を切る。（国際意匠登録出願の場合を除く。）

平成 28 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 7.5 か月を切る。
(国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等をする事によって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

【実績】

- ・ 一次審査通知までの平均期間については6.1か月となった。
- ・ 権利化までの平均期間については7.0か月となった。

② 審査の質

【目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言（平成28年度早期に報告書取りまとめ予定。）を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

【実績】

- ・ 特許庁は、「審査品質管理小委員会報告書（平成27年度）」（平成28年4月とりまとめ）を踏まえ、審査官協議の充実等を掲げた「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」（平成28年4月28日）を定め、その取組を実施して審査の品質管理システムを一層強化した。

3. 商標

① 審査期間

【目標】

平成28年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について4.9か月を切る。（新しいタイプの商標の出願を除く。）

※併せて、出願人の多様なニーズに適切に応える柔軟な商標制度の運用を実現するため、早期審査の対象を拡大する等の運用改善を行う。

平成28年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について、7.2か月を切る。（新しいタイプの商標の出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）

【実績】

- ・ 国内出願件数の増加（対前年比7.1%増）により、一次審査通知までの平均期間については4.92か月となった。
- ・ 出願人の多様なニーズに適切に応える柔軟な商標制度の運用を実現するため、早期審査の対象を拡大し、マドリッド協定議定書による国際登録出願の基礎出願として出願する場合等もその対象とした。
- ・ 権利化までの平均期間については6.8か月となった。

② 審査の質

【目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言（平成 28 年度早期に報告書取りまとめ予定。）を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

【実績】

- ・ 特許庁は、「審査品質管理小委員会報告書（平成 27 年度）」（平成 28 年 4 月とりまとめ）を踏まえ、審査官協議の充実等を掲げた「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」（平成 28 年 4 月 28 日）を定め、その取組を実施して審査の品質管理システムを一層強化した。

4. 審判

① 審理期間

【目標】

特許拒絶査定不服審判の平均審理期間（前置審査に係る事件は、審理可能となつてからの期間）について、特許異議申立制度の導入による審理事件増の本格化に対応しつつ、平成 28 年度末に 12.6 か月を切る。

意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成 28 年度末に 6.0 か月を切る。
商標拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成 28 年度末に 6.5 か月を切る。

【実績】

- ・ 特許拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成 28 年度末に 12.0 か月となった。
- ・ 意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成 28 年度末に 5.0 か月となった。
- ・ 商標拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成 28 年度末に 5.8 か月となった。

② 審判事例の分析・公表

【平成 28 年度の目標】

審判の機能強化を図る観点から、ユーザーや法曹を交え、重要な審決について 20 件以上分析を行い、その結果を公表し、審判実務に活かす。分析結果の概要については、英語翻訳文を公表する。

【実績】

- ・ 20 件の重要な審決についてユーザーや法曹を交えて分析を行う「審判実務者研究会」を開催し、その結果をとりまとめた報告書を作成・公表するとともに、報告書要約編の英語翻訳文を作成・公表した。また、今後の審判実務に活かすため、研究会で

得られた知見について、審判部内で報告会を開催しフィードバックを行った。

③ 審決等の英語翻訳文の公表

【目標】

審判の情報発信を充実・強化する観点から、法解釈や運用の理解のために参考となると考えられる審決等の英語翻訳文を累積 160 件以上公表する。

【実績】

- ・ 累計 180 件の法解釈や運用の理解のために参考となる審決等について英語翻訳文を公表した。

5. 方式・システム・公報

① 出願書類の方式審査

【目標】

オンライン出願書類の方式審査のうち、意匠・商標は受付から即日、特許は受付から 4 日で処理を行うとする。（不備のある場合で出願人に補正を求める場合等除く。）

※なお、特許については平成 29 年度に、情報システムの完成をもって受付から即日の処理となる見込み。

【実績】

- ・ 意匠・商標は受付から即日、特許は受付から 4 日で処理を行った。（不備のある場合で出願人に補正を求める場合等除く。）なお、平成 29 年 1 月から、特許についても、システム改修により即日処理となった。

② 特許権等の移転登録

【目標】

法令を遵守しつつ迅速な移転登録を実現するため、受付から登録原簿への登録までの期間を、全件 10 日以内とする。

【実績】

- ・ 全件 10 日以内に登録原簿への登録を行った。

③ 電子出願システムの安定稼働

【目標】

電子出願を 24 時間 365 日安定的に受け付ける。（システムのメンテナンス時間を除く。）

【実績】

- ・ 電子出願を 24 時間 365 日安定的に受け付けた。(システムのメンテナンス時間を除く。)

④ 特許公報の発行

【目標】

産業財産権の権利内容(技術範囲)を速やかに公示することを通じ、特許権の早期安定化等に資するため、特許公報を登録日から原則として3週間で発行する。

【実績】

- ・ 平成 28 年 11 月のシステム改造等により、従来は、特許公報を登録日から約 5 週間で発行していたところ、平成 29 年 1 月以降に発行した 10 回分の特許公報については、登録日から原則として 3 週間(※)で発行した。
※システム上、一定数(1%程度)のエラーが生じるため、エラー案件を除いて 3 週間で発行した。

6. 中小企業支援・国際政策・国際協力

① 中小企業等の発明の保護・利用の促進

【目標】

「中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする」(※ 2014年度は約13%)という政府目標の実現に向け、「普及」と「支援」の両面から、中小企業の知財意識を高める各種施策を講じる。具体的には、①47都道府県に設置された知財総合支援窓口におけるきめ細かな知財活用支援、②知財の権利化から侵害対策までの一気通貫の支援策を通じた海外展開支援、③金融機関が中小企業に対し適切に融資判断がなされることを推進する知財ビジネス評価書作成支援、④地域の出願人に対する出張面接審査や、制度未活用ユーザーに対するシンポジウム・セミナーにより意識啓発を図る「巡回特許庁」等の施策を積極的に講じる。

【実績】

- ・ 平成28年9月、政府目標の実現に向け、「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業庁や他の中小企業支援機関との連携の下、(i)着実な地域・中小企業支援の実施、(ii)地域・中小企業の支援体制の構築、(iii)成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立という、3つの基本方針に則り、地域・中小企業における知財の取得、活用、保護を促進するための各種施策を講じた。具体的には、例えば、知財総合支援窓口における相談対応を8.6万件(平成27年度7.9万件)、中小企業の外国出願にかかる費用の半額を助成する「外国出願補助金」を712件(平成27年度634件)、「知財ビジネス評価書」作成支援を107金融機関(平成27年度63金融機関)、「巡回特許庁」を6都市(平成27年度3都市)で実施するなどの支援策を講じた。

② 日本企業が海外でも産業財産権を活用しやすい環境の整備

【目標】

①主要五庁（日・米・欧・中・韓）の枠組み等を通じた、審査制度・運用のルール形成の推進、②審査官派遣・研修等を通じた、途上国・新興国における知的財産保護水準向上の支援、③主要国の知的財産に関連する政策動向等の情報収集及び民間への積極的な提供を通じ、日本企業が海外でも産業財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用できる環境の整備を推進する。

【実績】

- ・ 五大特許庁長官会合で五庁共同声明2016（ユーザーとの関係強化、高品質で信頼性の高い審査結果の提供、発展する新技術への知財庁としての対応）に合意し、本共同声明で合意した方向性に基づき、ユーザーが国内外において高品質で予見性の高い権利を取得できるグローバルな特許制度の整備を進めるなど、制度・運用のルール形成に取り組んだ。
- ・ インド及びアセアン5か国への国際研修指導教官を中心とする特許審査官の派遣（31名）、各知財庁の幹部候補生の育成支援等を目的としたアジア地域等からの研修生の受入（300名超）等を通じて、途上国・新興国における知的財産保護水準向上に向けた支援を行った。
- ・ ジェトロ海外事務所等に配置した知財専門家（配置先を9箇所から10箇所に増加）や各国制度の比較調査研究を通じて、主要国の知財に関連する政策動向を広く収集するとともに、調査研究の結果をホームページ上（新興国等知財情報データベース）に掲載して国ごとに閲覧可能とするなど、収集した情報を民間に積極的に提供した。

【平成 28 年度目標に対する全般的な評価】

平成 28 年度の実施庁目標は、概ね達成され、着実な取組が実施された。平成 29 年度においても、目標達成に向け、引き続き一層の努力を行う。